ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進

- 〇国立研究開発法人 国立環境研究所は、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、BC や衛星を用いた研究などの気候変動分野について、担当研究者の現地訪問やデータ交換などの調査研究を実施しました。(環境省)
- 〇平成31年(2019年)4月からノルウェー・スバールバル諸島ニーオルスンで国立極地研究所の新たな観測施設の運用を開始しました(**関連:「昨今の北極研究について」(p.25)参照**)。(文部科学省)
- ○12 月に国立極地研究所とノルウェー極地研究所で極地研究に関する覚書に署名しました。この覚書の署名は、国際的な科学技術協力の推進にとって大きな成果となります。(文部科学省)
- OArCS において、北極域データアーカイブシステム(ADS)を運用し、北極域での 観測で得られた各分野のデータの収集・公開を行うとともに、北極域船舶航行支援 システム(VENUS)の構築等を行いました。ADS へのアクセス数は令和元年 (2019年)度で約330万件(うち海外からのアクセスが約80%)となってい ます。また、ADS から GEOSS ポータルを通して、北極域での観測で得られたデータの国際的な流通を行いました。(文部科学省)

エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成

- OArCS において、気候変動メカニズムや生物多様性への影響に関する研究や国際会議への若手研究者の参加を支援し、北極に関する研究を行う海外の大学や研究機関に若手研究者を 15 名派遣しました。(文部科学省)
- ○「北極政策 PT」の提言を踏まえ、ArCS II において、若手研究者の人材育成等を開始すべく、検討を進めました。(文部科学省)

(2) 国際協力

ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画

- 〇北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、6 月の第 4 回北極に関する日中韓ハイレベル対話に北極担当大使が出席し、我が国は、「自由で開かれた海洋秩序」の維持・強化を重視すること、北極海もその例外ではないこと、この考えには、法の支配、航行の自由、開放性、透明性が含まれること、ルールに基づく透明で健全な経済環境が重要であることを強調しました。(外務省)
- 〇「北極政策 PT」の提言を踏まえ、北極海航路に係る産官学連携協議会や二国間協議等



第4回北極に関する日中韓ハイレベル対話 提供:外務省

において、北極海航路等に関する各国の動きに係る情報収集に取り組みました。(外 務省、国土交通省)

- 〇北極をめぐる議論の主要なプレイヤーとして、我が国から参加した研究者等が北極 サークルや北極フロンティア等に参加し、観測・研究実績の発信を行いました。第 14 回北極フロンティアでは JAMSTEC 理事が講演するとともに、パネルディス カッションに参加し、持続可能な北極海に関する意見交換を行い、JAMSTEC の 北極研究に対するコミットメントを述べました。(文部科学省)
- 〇10月の第7回北極サークル(アイス ランド)に北極担当大使が出席し、日 本の北極における観測・研究実績を紹 介するとともに、第3回北極科学大臣 会合(ASM3)開催に係る広報を行い ました。(外務省)
- ○「北極政策 PT」の提言を踏まえ、「北極海に係る諸課題に対する関係省庁連絡会議」において、ASM3 開催に向けて政府内の連携・情報共有に取り組みました。(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
- 〇「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」締結のため、同協定を第198回通常国会(平成31年(2019年)1月~6月)に提出し、令和元年(2019年)5月に国会の承認を経て、7月、我が国は当該協定の受諾書をカナダ政府



第7回北極サークル本会合にて 講演する北極担当大使 提供:外務省

に寄託しました。また、同協定第 1 回準備会合(令和元年(2019年)5月)等の会合に積極的に参加し、水産資源の保存管理に関する議論に貢献しました。(外務省、農林水産省)

イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大

- OASM3 を東京で開催することを決定しました。(文部科学省)
- 〇北極圏に位置する研究・観測拠点の確保や研究者の交流及び国際共同研究については、「第3部7(1)イ」(p.100)に記載しています。

ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献

〇平成 25 年(2013年)に日本は AC のオブザーバー資格の承認を得ており、我が 国の AC への一層の貢献を可能とする観点から、AC 関連会合の機会を活用し、AC 議長国、AC メンバー及びオブザーバーと共に、オブザーバーの役割について意見